

## 県民意見提出制度運営要綱及び実施細則改正案について

### 1 改正の趣旨

平成22年3月に策定した新行政改革大綱の改革項目の中に「パブリックコメントの拡充」が挙げられている。内容は、主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募るパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階においても拡充しパブリックコメントを実施することができる仕組みを整えるというものであり、これに基づき仕組みを整備する。

### 2 現状

県民意見提出制度運営要綱第7条第3項において、「・・・原案等の立案段階において、その方向を見い出すことを目的として、本手続に準じた手続を実施することができるものとする。」としており、既に原案等の立案段階においてもパブコメを実施することは可能。

しかし、実際に実施した事例は、H12年度の要綱制定以来3件のみ

H12年度「環境基本計画」(環境政策課)

H17年度「県民意見提出制度運営要綱」(県民センター)

H22年度「第14次群馬県総合計画」(企画課)

### 3 改正点

30日以上とることとされている意見の募集期間を実施主体の判断に任せ、より利用しやすいものとする。

### 4 今後の方針

平成24年度4月1日施行

「原案等の立案段階」における手続の実施件数の増加に向けて関係所属へ周知を行い、積極的に利用してもらうよう働きかける。

新行政改革大綱では、今年度に仕組みづくりを行い、平成24年度実施、25年度までに4件以上を目標としている。

### 5 改正案

次ページ参照

## 5-1 「群馬県県民意見提出制度運営要綱」の改正案

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策の立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く県民の意見（情報を含む。以下同じ）を求めるとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う県民意見提出制度（以下「本制度」という。）に関して、必要な事項を定めることにより、政策形成の過程の公正性及び透明性を確保し、民意を反映した県政の推進に資することを目的とする。

#### (コメント)

案の内容についての考えをいうのみならず、案の内容に関連する事柄の知らせにとどまるものについても考慮の対象とすべきという趣旨である。

現状においても、意見に限ることなく情報についても受け付けているが、確認のため追加した。

### 第2章 手続等

#### (原案等の公表)

第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行うまでの間に、原案等（政策等を定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の原案等に対する意見募集の開始日、終了日
- (3) 政策等の原案等の入手方法
- (4) 結果の公表予定時期

2 前項の規定により公表する政策等の原案等は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ当該政策等を定める根拠となる法令等及び規則（第4項において「根拠法令等」という。）がある場合はその名称及び条項を明示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に係るものについては、その原案等の立案段階において、その方向を見出すことを目的として、本手続に準じた手続を実施することができるものとする。この場合において、意見の募集期間については、実施主体は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該意見を提出するために必要な時間等を勘案して公表時に明示するものとする。

4 前項の規定により、本手続に準じた手続を実施した場合は、内容が具体的かつ明確なものになった段階で再度本手続を実施するものとする。

#### (コメント)

運営要綱第11条第1項「意見の募集期間は、原案等の公表の日から起算して30日以上とし、」同条第2項「やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とすることができる。・・・その理由を明らかにするものとする。」とあり、行政手続法第40条第1項（意見提出期間の特例）の趣旨に則り、30日を下回る期間を定めた場合は、その「やむを得ない理由」について明示することを義務付け、実施主体の恣意的判断の有無の検証の機会を担保している。

しかし、「原案等の立案段階」においてまで、30日以上募集期間を設定することは、手続の迅速性に欠け、また、再度本手続を実施することとなっている点からも冗長。

そこで、募集期間の設定を実施主体の判断に任せ、積極的・柔軟に運用してもらうことをねらいとした。

## 5-2 「群馬県県民意見提出制度実施細則」の改正案

### 5 原案等の公表について

#### (1) 公表の時期について

案件によって、早い段階で公表をするのが適当なものもあれば、最終の段階で公表をするのが適当なものもあるが、公表をする政策の原案等は、原則として具体的かつ明確な内容のものとする。

なお、具体的な内容になる前の段階でも要綱第7条第3項の規定によって行うことができるものとする。これは、より早期の段階から、政策形成における民意の反映の機会を確保し、専門的知識を踏まえた意見を県民から募る情報収集を目的とする趣旨である（ただし、内容が具体的かつ明確なものになった段階で再度本手続を実施することが必要となる）。また、審議会への諮問等が義務づけられているものについては、提出された意見を踏まえた答申等が行われるよう、実施時期の調整に努める（ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる）。

#### (コメント)

原案等の立案段階からの民意の反映機会の確保と、より広く、多角的な意見を募る情報収集という、両面の趣旨である旨を追加した。

### 9 意見の募集期間について

期間を長く設定することにより、多くの意見を聴取できるメリットがある反面、迅速性が失われるデメリットも出てくる。一方で行政手続法で定められた意見公募手続とのバランスも考慮して、意見等の募集期間は、原則として30日以上の日数（初日算入とする。）で、実施主体が案件に応じて適宜設定し、原案等の公表時に明示することとする。

また、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とすることができるものとする。この場合においては、当該政策等の原案等の公表の際その理由を明らかにする。

ただし、要綱第7条第3項の規定による本手続に準じた手続を実施する場合には、意見募集の迅速性を重視し、実施主体のより積極的な運用を期待するため30日を下回る募集期間を設定できるものとする。

なお、募集期間を経過してから提出があった意見等の取扱いについては、実施主体の判断による。

#### (コメント)

「30日以上」という縛りを緩め、実施主体の積極的な運用を期待する趣旨であることを追加した。

「県民意見提出制度実施要綱」新旧対照表

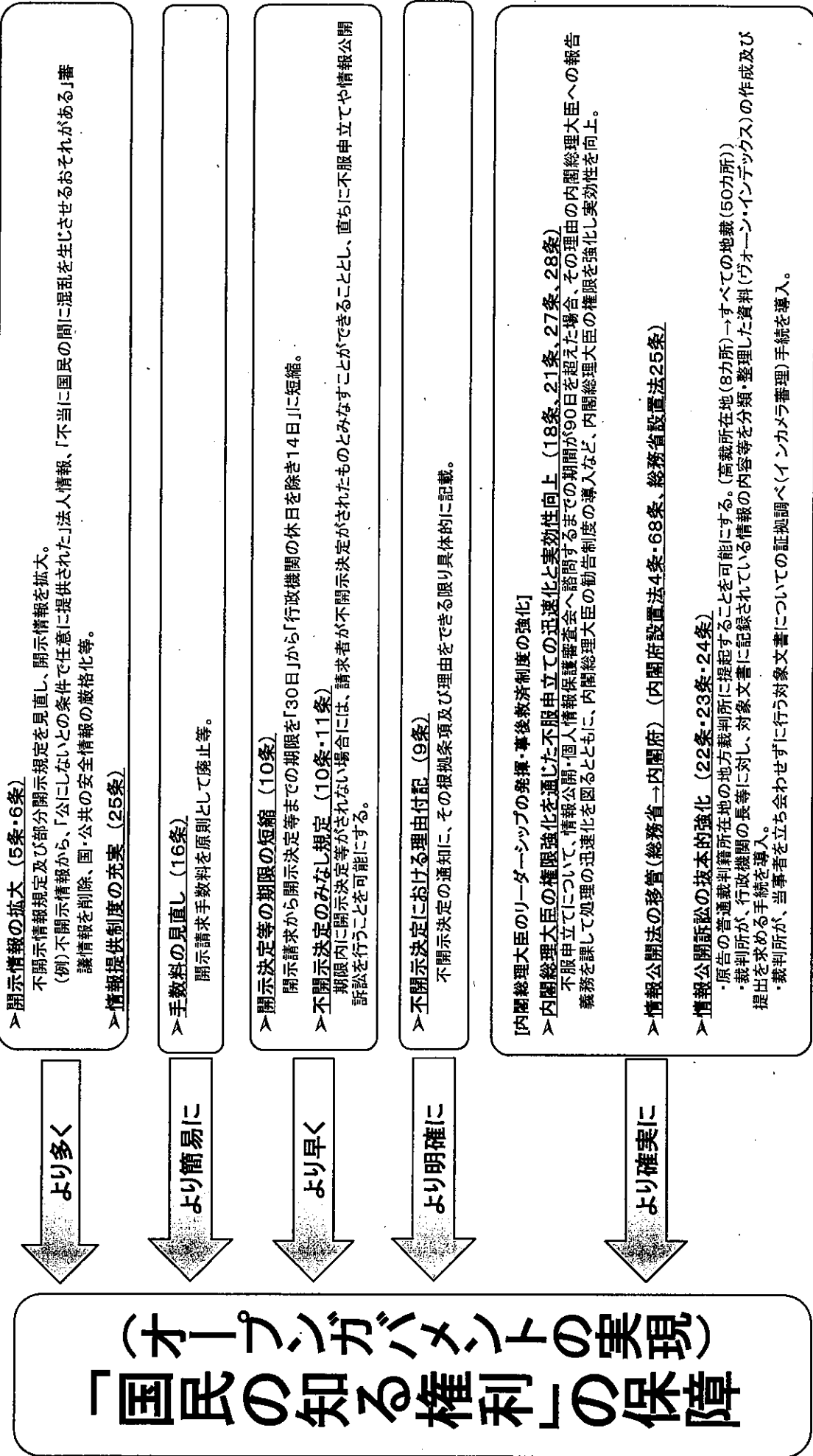
新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則                      (目的)                      第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策立案の意見（情報を含む。以下同じ。）を求めるとともに、提出された意見（以下「県民意見」という。）を考慮して意思決定を行う県民意見提出制度（以下「本制度」という。）の過程の公正性及び透明性を確保し、民意を反映した政策形成の過程の公正性及び透明性を確保し、民意を反映した政策の推進に資することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則                      (目的)                      第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策立案の意見（情報を含む。以下同じ。）を求めるとともに、提出された意見（以下「県民意見」という。）を考慮して意思決定を行う県民意見提出制度（以下「本制度」という。）の過程の公正性及び透明性を確保し、民意を反映した政策の推進に資することを目的とする。</p>
<p>第2章 手続等                      (原案等の公表)                      第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行うまでの間に、原案等（政策等）及び次に掲げる事項を公表するものとする。                      (1) 政策等の題名                      (2) 政策等の原案等の入手法                      (3) 政策等の公表する時期                      (4) 結果の公表するものとする。</p>	<p>第2章 手続等                      (原案等の公表)                      第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行うまでの間に、原案等（政策等）及び次に掲げる事項を公表するものとする。                      (1) 政策等の題名                      (2) 政策等の原案等の入手法                      (3) 政策等の公表する時期                      (4) 結果の公表するものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号及び第2号並びに内容の明瞭な規定により公表する政策等の原案等は、具体的かつ明確な及び規則（第4項において「根拠法令等」という。）がある場合はその名称及び前項を明示するものとする。                      3 前項の規定にかかわらず、第4条第1号及び第2号並びに同条第2項に係るものについては、その原案等の立案段階において、その方向を見出し出すことを目的とし、この場合において、意見の募集期間については、実施主体は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該意見を提出するために必要な時間を勘案して公表時に明示するものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号及び第2号並びに内容の明瞭な規定により公表する政策等の原案等は、具体的かつ明確な及び規則（第4項において「根拠法令等」という。）がある場合はその名称及び前項を明示するものとする。                      3 前項の規定にかかわらず、第4条第1号及び第2号並びに同条第2項に係るものについては、その原案等の立案段階において、その方向を見出し出すことを目的とし、この場合において、意見の募集期間については、実施主体は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該意見を提出するために必要な時間を勘案して公表時に明示するものとする。</p>
<p>4 前項の規定により、本手続に準じた手続を実施した場合は、内容が具体的かつ明確なものになった段階で再度本手続を実施するものとする。</p>	<p>その場合、実施主体は内容が具体的かつ明確なものになった段階で再度本手続を実施するものとする。</p>

「県民意見提出制度実施細則」 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>5 原案等の公表について            (1) 公表の時期について            案件によつて、早い段階で公表するものが適当なものもあれば、最終の段階で公表するものが適当なものもあるが、公表をする政策の原案等は、原則として具体的な内容のものとする。            なお、具体的な内容になるもの段階でも要綱第7条第3項の規定によつて行おうとするものとする。            政策形成における民意の反映の機会を確保し、専門的知識を踏まえた意見を原民から募る情報収集を目的とする趣旨である（ただし、内容が具体的な内容のものになるもの段階で再度本手続を実施することが必要となる）。</p> <p>9 意見の募集期間について            意見を長く設定することにより、多くの意見を聴取できるメリットがある反面、迅速性が失われ、デモラシメバとの意見も出てくる。一方で行政手続法で定められた意見公募手続とのバランスマスも考慮して、意見等の募集期間は、原則として30日以上の日数（初日算入とする。）で、実施主体が案件に於いて適宜設定し、原案等の公表時に明示することとする。            また、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とする。この場合において、要綱第7条第3項の規定による本手続に準じた手続を実施する場合には、意見募集の迅速性を重視し、実施主体のより積極的な運用を期待するため30日を下回る募集期間を設定できるものとする。            なお、募集期間を経過してから提出があった意見等の取扱いについては、実施主体の判断による。</p>	<p>5 原案等の公表について            (1) 公表の時期について            案件によつて、早い段階で公表するものが適当なものもあれば、最終の段階で公表するものが適当なものもあるが、公表をする政策の原案等は、原則として具体的な内容のものとする。            なお、具体的な内容になるもの段階でも要綱第7条第3項の規定によつて行おうとするものとする。</p> <p>9 意見の募集期間について            意見を長く設定することにより、多くの意見を聴取できるメリットがある反面、迅速性が失われ、デモラシメバとの意見も出てくる。一方で行政手続法で定められた意見公募手続とのバランスマスも考慮して、意見等の募集期間は、原則として30日以上の日数（初日算入とする。）で、実施主体が案件に於いて適宜設定し、原案等の公表時に明示することとする。            また、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とする。この場合において、要綱第7条第3項の規定による本手続に準じた手続を実施する場合には、意見募集の迅速性を重視し、実施主体のより積極的な運用を期待するため30日を下回る募集期間を設定できるものとする。            なお、募集期間を経過してから提出があった意見等の取扱いについては、実施主体の判断による。</p>

# 情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正



※ 施行期日:法の公布から2年以内で政令で定める日